

5

実験動物や産業動物の飼養と保管

1 実験動物の飼養と保管

実験動物

教育、試験研究又は生物学的製剤の製造など、科学上の利用に供するために、研究施設等で飼養されている動物

動物を科学上の利用に供することは、科学の進展や技術開発のために必要不可欠といえますが、動物が命あるものであることを考え、動物の生理、生態、習性などに配慮して感謝の念をもって適切に取り扱うように努めなくてはなりません。また、科学上の利用にあたっては、できる限り動物を使わない方法にすること、利用される動物の数を少なくすること、できる限り動物に苦痛を与えない方法で行うことに配慮することとされています。

なお、動物実験の実施に関するガイドラインは、動物実験の適正化を図る観点で、文部科学省、厚生労働省、農林水産省によって策定されています。

3 Rの原則

国際的に普及・定着している実験動物及び動物実験の取扱いの基本理念です。代替法の活用(Replacement)、使用数の削減(Reduction)、動物の苦痛の軽減(Refinement)のことをいいます。

2 産業動物の飼養と保管

産業動物

畜産や農業など産業の利用に供するために飼養されている動物（家畜など）

産業動物は食肉や皮革などの畜産製品の生産のために利用されていますが、産業動物の所有者等は、動物種ごとの生理、生態、習性に応じて適正に取り扱い、動物の健康と安全を守るように努めなくてはなりません。また、悪臭、衛生害虫の発生などで周辺に迷惑を及ぼさないように努めなくてはなりません。

3 虐待や遺棄の禁止

実験動物や産業動物に対する虐待や遺棄についても、罰則を伴う禁止行為となっています。（p10参照）

